

B & G海洋性レクリエーション指導員の配置に関する基準

達 第102号

第1条 この基準は、別に定めるB & G海洋性レクリエーション指導員規則によるB & G海洋性レクリエーション指導員（以下「B & G指導員」という。）の配置について規定する。

第2条 センターに配置するB & G指導員は、次のとおりとする。

施設の類型		配置人員		
		センター・インストラクター または アドバンスト・インストラクター	センター・インストラクター または アクア・インストラクター	インストラクター または リーダー
一類	艇庫	1名以上		2名以上
	上屋付プール		1名以上	2名以上
	屋内温水プール		2名以上	4名以上
二類	艇庫・ 上屋付プール	1名以上	1名以上	4名以上
	艇庫・ 屋内温水プール	1名以上	2名以上	4名以上
三類		1名以上		6名以上
四類			1名以上	8名以上
五類		1名以上	1名以上	10名以上
備考 艇庫施設にはミニ艇庫も含む。				

2 センター・インストラクターおよびアドバンスト・インストラクター、アクア・インストラクターは原則として常勤とする。なお四類施設のアクア・インストラクターについては、センター・インストラクターまたはアドバンスト・インストラクターの配置をもってこれにかえることができる。

第3条 B & G指導員は、原則として次の方法により配置するものとする。

(1) インストラクター又はリーダーについては、施設の竣工時まで所定の人員の半数以上、竣工後1年以内に所定の人員以上となるよう配置する。

(2) センター・インストラクターおよびアドバンスト・インストラクター、アクア・インストラクターについては、施設の竣工時まで所定の人員以上となるよう配置する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。